

## 第15回 糸島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年5月8日(金) 午後1時30分から午後2時55分

2. 開催場所 糸島市役所 11・12号会議室

3. 出席委員(11人)

会長	1番	内野敏一
会長職務代理者	2番	西原芳幸
副会長	3番	平野利延
委員	4番	中原誠也
	6番	丸山文子
	8番	成吉隆義
	10番	増田耕一郎
	15番	奥功
	16番	東司時隆
	17番	田中正一
	19番	井上孝治

4. 欠席委員(8人) ※コロナウイルス感染防止のため招集していない

	5番	中園秀輝
	7番	藤嶋政秀
	9番	三苫幹治
	11番	磯部絹代
	12番	宗孝幸
	13番	三坂勝弥
	14番	松尾幸子
	18番	原田正成

5. 議事日程

議事

議案第123号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第124号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第125号	農地改良届出について
議案第126号	非農地証明願について
議案第127号	糸島市農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について
議案第128号	農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(所有権移転)
議案第129号	農業委員会事務の実施状況等の公表について

6. その他

- 1) 農地移動適性化あっせん申出の一部取下げについて（報告）
- 2) 糸島市農業経営改善計画認定申請者一覧表（4月認定分の資料）
- 3) 今後の予定について
- 4) その他

7. 農業委員会事務局職員

事	務	局	長	秋	山	順	二
農	地	係	長	前	村	永	久
主			事	芝	崎		僚

事務局 職務代理人による開会挨拶と総会成立宣言を行います。  
引き続き、職務代理人の音頭で農業委員会憲章の唱和を行います。

職務代理人 皆さん、こんにちは。緊急事態宣言の延長ということで、このような形でご出席どうもありがとうございます。

今日は少ない人数でありますけど、市の職員の出勤も5割削減ということですから、農業委員会といたしましても必要最小限の人数で対応することとなっております。この人数ということで、初めてのことでございますけど、最後まで慎重審議よろしくお願いいたしたいと思っております。

それでは、ただいまより第15回糸島市農業委員会総会を開催いたします。本日はコロナ感染対策として、委員の過半数の出席による開催としております。参集の指名をしています委員の全員が出席しております。

本日の出席は現在11名で委員の過半数が出席しています。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の糸島市農業委員会総会が成立していることを宣言いたします。

続きまして、農業委員会憲章を唱和しますので、皆さんご起立の上、よろしくお願いいたします。

事務局 誠に申し訳ございません。通常は農業委員会憲章をしておるわけですが、時間の短縮というところで、初めてではございますが、農業委員会憲章唱和は省略させていただきたいと思っております。申し訳ございません。

それでは、会長の挨拶をお願いいたします。引き続き、議事録署名人の指名をお願いいたします。

議 長 — 省 略 —

それでは、議事録署名人を指名いたします。丸山文子委員と増田耕一郎委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に移りたいと思っております。事務局。

事務局 議案書の3ページをお願いいたします。

議案第123号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、ご審議をお願いいたします。

議 長 それでは、議案第123号の3条申請について、受付番号1番の説明をお願いいたします。2番も続けてお願いいたします。

農業委員 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。  
受付番号1番。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

続けて受付番号2番。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

以上です。よろしくお願ひします。

議 長

続きまして、受付番号3番をお願ひいたします。

農業委員

受付番号3番。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

議 長

続きまして、受付番号4番をお願ひいたします。

農業委員

受付番号4番。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

以上です。

議 長

続きまして、受付番号5番を事務局のほうより説明をお願ひいたします。

事務局

受付番号5番。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

以上でございます。

議 長

ただいま3条申請の説明がありました。これにつきまして質問、意見がありましたらどうぞ。

農業委員

受付番号5番の山林と原野につきましては、ここは開いて畑として利用してあるということでしょうか。

議 長

事務局。

事務局            こちらの分につきましては、人数を削減しました調査部会のほうで現地を見に行きました。現況のほうは全て確認して、農地として相当という判断の中での申請でございます。以上です。

議 長            ほかに何か質問、意見ありますか。どうぞ。

農業委員          1番と2番の方ですけれども、譲受人のほうが経営面積ゼロになってい  
ますけれども、何かそのままの状態で田んぼとか何かされるんですか。

議 長            どうぞ。

農業委員          今のお話を聞いてみますと、譲受人が若干、野菜とかも作ってあるそう  
なのですが、排水があまり良くないらしく、野菜とかをちょっと耕作しに  
くいということで、まず排水を整備してその後野菜を耕作して、今も若干  
の野菜を産直に置いてあるそうです。それで野菜を作りたいというお話で  
した。

議 長            事務局。

事務局            申請書のほうに耕作証明が福岡市農業委員会からの耕作証明が添付され  
ておりました。経営面積としましては、こちら60アールということで追  
記のほうをよろしく願いいたします。ちょっとこちら、事務局の手誤り  
でちょっと誤植がございました。耕作証明添付の面積は今述べさせてい  
だきました。以上でございます。

議 長            ただいま説明がありましたように福岡市のほうで60アールは耕作して  
あるということで、許可要件は満たしているということです。

ほかに何か質問、意見ありましたら。どうぞ。

農業委員          5番のほうですけれども、これを購入されたやつも野菜か畑としてちゃ  
んと作っていかれる計画になっておるんですか。

議 長            調査部会長から。

調査部会長        きれいに側溝とかも入れて、きれいに畑を作って、ブドウの雨よけの上  
下のハウスもあって、その下にもハウスがあって、なかなか値段の割には  
いいところですよ。ちゃんとやっぱり管理もされていきました。

農業委員	分かりました。
議長	事務局。
事務局	<p>作付の予定作物ということで、3条申請書に記載してある内容についてはサツマイモと落花生、豆類というところで予定作物の記載がございます。こちらのほうは、農業従事者としてはご本人と配偶者とお父様というところで申請が上がっております。</p> <p>田植機、トラクター、コンバインの大型農機具につきましては、それぞれ1台ずつ所有している状況でございます。</p> <p>以上、記載内容のほう報告いたします。</p>
議長	よろしいですか。
農業委員	はい。
議長	ほかに何か質問、意見ありますか。
	(質問、意見なし)
事務局	<p>農地法3条の規定による許可につきましては、議案書の2ページに記載しております7つの審査項目についてご審議いただくこととなりますが、こちら申請番号、受付番号の1番から5番につきまして、全て「いいえ」に該当しておりますので、書類上の審査としましては許可相当と言えるものでございます。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは採決に移ります。</p> <p>第3条、1番から5番につきまして、許可と思われる方の挙手をお願いいたします。</p>
	(全員挙手)
議長	全員許可ということです。
議長	次の議案に移ります。事務局。
事務局	議案書の7ページをお願いいたします。

議案第124号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、ご審議をお願いいたします。

議長 それでは、5条の申請につきまして、第1調査部会長より説明をお願いいたします。

調査部会長 議案第124号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」報告します。  
番号1番。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

番号1-2です。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

議案書の8ページの地図をお願いします。それと別冊の現地調査資料の1ページと2ページもお願いします。

申請地は不耕作でしたが、管理はされていました。また、現地は耕作のための伐採が行われていました。

農振区分は農振農用地内の農地ですが、農地改良に伴う一時的な転用のため、不許可の例外に該当し、問題はありません。

また、この工事については水利などの地元の承諾を得ています。このことから、第1調査部会としては許可相当と判断しています。

なお、里道の協議など関係各課との手続は済んでいるようです。

以上、報告します。

議長 ただいま5条申請につきまして説明がありました。何かこれにつきまして質問、意見がありましたらどうぞ。

これは高さが12メートルほど上がって、かなり高くなります。そういったところで十分注意しておかないかなあと思いながら見ていっておりますけれども。

事務局 こちら議案書のほう、計画図が10、11ページ、ちょっと薄くて見にくいですが、10ページが現況ということで、こちら①のところの左ぐらいに、ちょっと中段に「沈砂池」というのが書いているかと思えます。10ページの現況の平面図というところで①と、この辺の部分に書いているところに既存の沈砂池がございます。今回、こちら計画図では現況の沈砂池の手前に新しく沈砂池を設けて、この新しい沈砂池から現況の沈

砂池に配管をしまして、この現況の沈砂池から、実際はちょっと薄くて見えにくいんですけども、現況の沈砂池についても、沈砂池からちょうど、地図でいけば左下手のほうに側溝がございます。こちらの水路のほうに現状の沈砂池からも排水が行っておるという状況で、今回、先ほども高いところで12メートルほど上がりますけれども、こちらの雨水排水につきましては新設の沈砂池から既存の沈砂池に配水管をつないで、実際そこから既存の沈砂池、いわゆる既存の水路への配水という計画でございます。

こちらの12ページでいきますと左手のほうが沈砂池になっております。こちら地元の水利のほうの承諾も出ておるという状況もございました。

こちらの勾配については1対1.5という勾配で傾斜を設けて段を徐々につけていながらというところで、県の担当のほうに確認しましたが、30度以下、33度以下であれば安全勾配という県の基準にも該当するという内容で計画をされているようですということで補足の説明をさせていただきます。以上でございます。

議 長 何かこれにつきまして、どうぞ。

農業委員 この別冊資料の写真を見たら、ちょっと何か事前着工みたいな感じにも見えますが、この左側の落ち込んだ部分を埋め上げるということなんですかね。

議 長 事務局。

事務局 すみません、9ページの字図を見ていただきたいんですけど、字図の右手側が一番高いところになっていまして、真ん中に里道が入っておるというような見方になります。

この分でそもそも現地が耕作できる状況にないというところでしたので、土砂の搬入・搬出がない中での農地の造成といいますか、敷地内の造成というところで、いわゆる許可の要るような内容で扱っていないという状況です。実際現地のほうも小さな竹とかやぶとかになっておりますので、その表面を削った状態での写真を撮っておるという状況でございます。以上です。

議 長 よろしいでしょうか。

ほかに何か意見、質問がありましたらどうぞ。

(質問、意見なし)



議 長 ないようですので、事務局のほうから許可申請による一般基準の判断項目をお願いします。事務局。

事務局 農地法5条の許可につきましては6ページに記載しております一般基準という部分と、7ページに記載しております立地基準によって判断いただくこととなりますけれども、6ページの一般基準につきましては「該当なし」とか「適当」というところで問題はありません。

立地基準でございますが、こちら農振農用地区域内の農地でございますが、今回農地の造成のための一時転用、いわゆる一時的な転用行為になるため不許可の例外に該当するということでございます。

よって、書類審査上では許可相当と言えるものでございます。以上でございます。

議 長 ただいま審査基準の項目をしていただきました。

それでは、採決に移ります。5条申請につきまして許可相当と思われる方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 許可相当ということです。

---

議 長 それでは、次に移ります。事務局。

事務局 議案書の16ページをお願いいたします。

議案第125号「農地改良届出について」、ご審議をお願いいたします。

引き続き監督委員の選任もお願いいたします。

議 長 それでは、農地改良届出につきまして調査部会のほうよりよろしく願いいたします。

調査部会長 議案第125号「農地改良届出について」。

届出番号1。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

議案書の17ページの地図をお願いします。それと別冊の3ページと4ページをお願いします。

申請地は、1月末の調査部会時に事前着手されており、今回始末書を添付の上申請されています。排水不良のため造成する計画であり、作付計画も提出されています。

周囲もブロックで囲み、周辺農地に影響もないことから、第1調査部会では受理相当と判断しています。

以上、報告を終わります。

議長 始末書は提出されているよね。

事務局 始末書は添付があります。

議長 ただいま農地改良につきまして説明がありました。  
質問、意見がありましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に移ります。  
農地改良届につきまして許可と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員です。  
それでは監督委員はよろしく願いいたします。

4番 はい。

議長 といったことで、ちょっと上の表土とかをもうちょっときれいにしてもらわんといかんですよということを指導しておってください。

議長 それでは、次の議案に移ります。事務局。

事務局 議案書の21ページをお願いいたします。  
議案第126号「非農地証明願について」、ご審議をお願いいたします。

議 長

非農地証明願につきまして、調査部会のほうより説明をお願いいたします。

調査部会長

議案第126号「非農地証明願について」。  
受付番号1。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

議案書の22ページの地図をお願いします。現地調査説明資料の5ページと6ページもお願いします。

現地の状況から、第1調査部会では認定相当と判断しています。  
続きまして、受付番号2。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

議案書の24ページの地図をお願いします。現地調査説明資料の7ページと8ページもお願いします。

現地は申出のとおり倉庫が建築され、砂利が敷かれており、資材置場の形態をしております。耕作は不能な状態でした。平成11年の課税から雑種地となっていました。このことから、20年前から農地として耕作できる状態ではなかったことが認められました。

現地の状況から、第1調査部会では認定相当と判断しています。  
続きまして、番号3番。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

議案書の26ページの地図をお願いします。それと現地調査説明資料の9ページから12ページをお願いします。

現地は傾斜地となっている箇所や山林化、いずれも耕作不能な状況、また農地の復元が困難であると認められました。

現地の状況から、第1調査部会では認定相当と判断しています。  
以上、報告を終わります。

議 長

ただいま非農地証明願につきまして説明がありました。

この3番につきましては、先ほど調査部会長のほうより説明がありましたように、もう山林化しておるので、3条で買うのはちょっと、3条で買ったら、これをまたきれいにして耕作しなければいけないということで、非農地願のほうで提出してくれということで指導をしておりました。そういった意味でここに出てきております。

何か質問、意見がありましたらお願いいたします。どうぞ。

農業委員 2番、西原ですけど、受付番号2番につきまして、建物はあるとですか、これ。敷地という感じはわかりますけど。

議長 事務局。

事務局 こちらは、ちょうど別冊の資料で2番ですかね、別冊資料の8ページの写真にあるように、倉庫が建っておりました。

建物の登記というところでちょっと見てみますと、登記自体は確認できていないんですが、前回の航空写真といいますかが、平成9年度の方では建っておるのは確認されておるところと名寄せ帳のほうを確認しますと、平成11年の1月1日現在の名寄せ帳では課税地目が雑種地ということでございました。以上です。

議長 この手前の入り口のほうを農地で復元すると言っても、今度は奥がどうしようもない、使われなくなるといふようなこともありまして、ここはどうしたものかなあとは考えていましたが、やっぱり一体型でしているということで許可相当じゃなかろうかといふようなことで、許可相当といふようなことで調査部会はしております。

これにつきまして、何かほかの皆さん、意見がありましたらどうぞ。

農業委員 もう少し建物を建てるときに、そのときにきちんと登記までしてもらふような制度というか、そこら辺をしてもらっておかないと、建っているからもういいですよとか、そこら辺しなきゃいけないんじゃないかなといふのはちょっと考えております。

議長 これは各農業委員さんをお願いすることであって、事務局は常時回っているわけではありませぬので、農業委員さんが見つけたら、即そういったことは駄目ですよといふような指導を。

農業委員 この写真を見る限り、現在どういう使用をされているか教えてもらえないですか。何に使用されているか。

調査部会長 入り口は何か張ってあったね。

事務局 ですね。現地へ行きますと、ちょうどこの8ページの写真の下のほうから、建物側からこう道路側に撮っているんですけど、この入り口のところは鎖かロープか何かが張ってあって使用できない状況といいますか、入

られない状況。この上のほうの写真にも、下のほうにもロープが見えますが、入れんごとにはなっておるところで、こちらの売却なのかというところが考えられると。ちょっと非農地証明願にはそこまでは書いていないんですけども、誰も使っていない状況ではなかろうかと、入れんごとしている状況ではなかろうかと思えます。

こちら所有者のほうも、実際こちら願出人のお父さんが平成25年に亡くなって、その後、願出人相続したような形になっております。実際願出事由にもあったんですけども、お父さんのほうが現在の状況としてずっと使ってたんだということと詳細はちょっと分からないということをして代理人を通じて内容を聞きました。

調査部会長の報告があったとおり、実際、砂利や一部はコンクリ、アスファルトがあるとかという形でなかなか作付ができない状況ではないかという現地報告のとおりでございます。

実際誰が管理しているかと聞かれると、多分所有者がして、実際使用され、動いていた形跡は、現地の確認する上ではなかったように思います。以上です。

議長 よろしいですか。

農業委員 はい。

議長 ほかに何か意見、質問がありましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 なかったら採決に移ります。非農地証明願につきまして、受理相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員です。

議長 それでは、次の議案に移りますね。事務局。

事務局 議案書の28ページをお願いいたします。

議案第127号「糸島市農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について」、ご審議をお願いいたします。

内容につきましては農業振興課担当より説明させていただきます。

議長 それではよろしく願いいたします。

農業振興課 どうぞよろしく願いいたします。説明のほうは座ってさせていただきますと思います。

農業経営改善計画の認定ということで、いわゆる認定農業者になりたいということでの認定の申請で、新規の申請が1件っております。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

議長 ただいま認定農業者の件につきまして説明がありました。何か質問、意見がありましたら。

農業委員 今頑張ってトルコキキョウ、いろんなきれいな花を咲かせておられますので、頑張ってほしいと思っております。

議長 それでは、農業経営改善計画に関わります計画に同意される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員ということで、よろしく願いいたします。

議長 それでは、次の議案に移ります。事務局。

事務局 議案書の32ページをお願いいたします。

議案第128号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(所有権移転)」、ご審議をお願いいたします、

こちらは経営基盤強化促進法による所有権移転の内容でございます。内容を説明させていただきます。

番号1番。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

番号2番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

最後、受付番号3番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

以上、3件でございます。よろしく願いいたします。

議長 ただいま説明がありました。何か質問、意見ありましたらお願いいたします。ありませんでしょうか。

(質問、意見なし)

議長 なかったら、利用集積計画に同意される方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員です。

議長 それでは、次の議案に移ります。事務局。

事務局 議案書の33ページをお願いいたします。

議案第129号「農業委員会事務の実施状況等の公表について」でございます。

こちらにつきましては、この事務実施状況の公表につきましては、28年3月の農林水産省経営局農地政策課長通知により、毎年実施状況の公表というところが義務づけられておりましてやっております。

こちらは公表ということで、総会の議決を経た後、市のホームページで公表することとなります。公表時期につきましては例年7月のホームページで公表というところでございます。

こちらの内容につきましては、別添の資料をつけておりますので、ご準備いただきたいと思いますと思っております。

こちら、ちょっと11ページほど、ボリュームが大きいので、多少省きながらの説明となります。

まず、資料としては1ページから8ページまでが令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)でございます。9ページから11ページが令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)とな

っております。

こちら、まず1ページから入りますが、まず各ページに出てきます農林業センサスという数値につきましては、2015年の農林業センサスの数値を記載しております。2020年の農林業センサスについては今、ただいま集計中でございますので、ただ所管課等に聞くところによると、年内予定ではないかというところでございますので、今回までは2015年までの数値と。来年の分につきましては2020年のセンサスの結果を反映させていくというふうに考えております。

それでは、1ページをご用意お願いいたします。

まず1ページにつきましては、令和元年度の目標及び達成に向けた活動の点検・評価というところで、I番の農業委員会の状況ということで、耕地面積、経営耕地面積、遊休農地面積、農地台帳面積、こちらにつきましては農林業センサスに基づいて記入しているもの、作付面積統計における耕地面積を記入というところで、この上2つにつきましては昨年同様の固定数値となっております。遊休農地面積につきましては、昨年の農地利用状況調査の数値を反映させておるところでございます。農地台帳面積につきましては、こちらも農業委員会が管理している農地台帳の面積での記載とさせていただきます。

中段の総農家数等につきましては農林業センサスの数値ということで、中段の右側のほう、認定農業者等の数でございますが、こちら372というところで、前年、1年前の数値としますと、ちょっと373から1つ減っておるという状況でございます。

あと、農業委員会の現在の体制につきましては変更がございません。19名と推進委員の34名ということで記載しております。

2ページ目、お願いいたします。

こちら担い手の農地の利用集積・集約化というところで、申し訳ございません、こちら訂正をお願いいたします。

現状の部分ですけれども、こちら平成31年3月末現在の数値を入れるところに令和2年としておりました。こちら平成31年の3月現在が、真ん中、「これまでの集積面積」ということで、こちら「2,197ヘクタール」でございます。申し訳ございません、訂正ですね。併せて「集積率、50.7%」になります。訂正をお願いいたします。申し訳ございません。

これに基づいた目標及び実績ということで、集積目標につきましては2,512ヘクタールで、実績が2,354ヘクタールということで157ヘクタールちょっと達成できなかったということで、達成状況が93.7%というところでございます。

3番の目標の達成に向けた活動ということで、こちら利用集積につきましては、大半の農地の貸し借りによる移動が6月、11月の利用権設定



時期に合わせた、この前段階の推進ということになりますが、活動計画としては、実際この利用権に合わせた集積等が進んでおる状況かと思いません。

実績としましては、目標達成、後からも出てきますが、2,512ヘクタールにつきましては令和5年度まで最終的には目標がございますので、これに向けた達成ということではいっておりますが、実績としましては、やはり157ヘクタールほど達していなかったという状況でございます。

目標及び活動に対する評価としましては、実際の数字で目標面積を下回る結果となりましたということで、こちらは耕作放棄地の解消等も上げておりますが、実際昨年末にアンケート調査等を実施しておりますので、こちらの活動のほうも期待できるものかと思っておりますが、令和元年度の実績ということで周知活動が必要というところで締めくくらせてもらっております。

次の3ページでございます。

新たに農業経営を営もうとする者の参入促進ということで、こちら1表につきましては前年の実績というところで、令和元年度の目標及び実績としましては、10経営体中14経営体があったと。参入面積につきましては10経営体、5反めどで目標を立てておりましたが、実際的には倍の10.49ヘクタールの参入面積の実績があったという内容でございます。こちらにつきましては、当然活動計画と活動実績等を記載してありますとおり、やはり新規就農者の支援組織等JA普及センターを含めた関係団体等で取り組んでおる部分もありますし、昨年よりお願いしております地元の最適化推進委員とか農業委員さんのほうへのご依頼につきましても数字が上がってきているものではないかなと思っております。こちらの評価としては、数値的な評価でしか書いておりませんが、今後も活動を継続するというところで評価したいと考えております。

次の4ページでございます。

遊休農地に関する措置に関する評価というところで、こちら遊休農地面積186ヘクタールというところでございます。こちらは先ほども申しましたとおり、昨年の利用状況調査の活動というところでございます。

すみません、こちら第3表の分なんですけど、「実施時期」真ん中にありますこちら、ちょっと6月から8月に訂正をお願いいたします。2段目の活動実績の真ん中の「調査実施時期」も6月から8月となります。申し訳ございません。

こちら、利用状況調査を頂きましてこちらの集約というところで186ヘクタールということではございました。前年は203ヘクタールということではかなり減ったと思われると思っておりますが、こちらの利用状況調査の時点での判断というところで、やはりA分類から解消したのもあれば、A

からBに行ったものというところもございますので、年々ちよつとこちらの数値が大きく変わらないようにするところがポイントではないかなと思っております。

目標及び活動に対する評価としましては、やはり耕作放棄地、こちら186ヘクタールという部分については、いわゆるA分類の数値でございますので、実際はB分類が増えている状況というところもございます。さらなる対策が必要であると思われるというところで活動に対する評価を記載させてもらっております。

次、5ページでございますが、違反転用への適正な対応というところで、当初3.15ヘクタールございました。こちらちよつとパトロールする中で新たに出てきたケースが1.85ヘクタールというところで、今回こちらは前年より増えた5ヘクタールという実績となっております。ただ、こちらのほうにつきましては解消している分もありますが、この数値は今、純粹に新規に増えた分、解消に至っていない分が掲載されておるといふ状況でございます。

こちら、活動に対する評価でございますが、調査を行うことによって発覚していない分を計上して、引き続き是正指導等を努めるべきだといふところで書いております。なかなか現地に行きますと、別の現地で発見するというケースもございますので、引き続き早期発見・指導というところで評価のほうを記入させていただいております。

次、ページをめくっていただきまして、6ページでございます。

農地法等によりその権限に属された事務に関する点検というところで、こちらのほうは農地法の3条申請等の実数を記載しております。こちらのほうは件数どおりでございます。3条申請が102件あったといふところでございます。農地転用に関する事務については51件といふところを実数のほう記載させていただいております。

次、7ページでございますが、農地所有適格法人からの報告への対応というところで、現在44法人登録がありますが、法人がちよつとまだ出てきていない状況ですので、早期に督促のほうを行っていきたいと思っております。

こちら、4番の表の情報の提供等につきましては、こちらも調査対象、賃借件数とかの件数を記載しておりますので、特段この内容のとおりというところがございます。

8ページですけれども、地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容ということであります。

こちらのほう、なかなか表現のほうが難しいんでしょうけれども、要望・意見ということで他の地域と比べるといふところで、糸島市のほうは、やはり新規就農者の希望が多いです。事務局のほうにも法人さんのほうも農地所有適格法人といふところの相談もあつていまして、やはり推進

委員、農業委員さんへご紹介をする部分ができております。

事務局のほうからも農業委員さん、推進委員さんに案内する際は、その方の氏名とか作付希望作物とかを含めて案内していきたいと思っております。

この分で体制の強化というところまでは至っていませんが、継続した体制で対応しておるといところで記載させていただいております。

続きまして9ページ、令和2年度の目標及び達成に向けた活動計画(案)でございますが、I. 農業委員会の状況につきましては、こちらは農業センサスの数値をそのまま記載しておりますので、変更ございません。

真ん中の表につきましても、1ページと同じ内容となっております。

農業委員会の体制につきましても変更するものはございません。令和4年3月31日までの任期ということで、これまでは数値が動くことがないということでございます。

こちら、担い手への農地の利用集積・集約化というところで2,354ヘクタールがあったという部分で、こちら2,512ヘクタールという部分につきましては、平成28年に農地利用最適化指針というのを11月に法改正と併せて定めた分で、こちらが80%になるように設定というところでこちらの数値をしております。「平成35年度」というところは「令和5年度」に訂正をかけたいと思います。申し訳ございません。

新たな農業経営を営もうとする者の参入促進というところで、年々10以上上がってきておりますので、今年の計画としても10経営体と、5反以上の面積というところで10経営体の5ヘクタールというところで目標を上げていきたいと思っております。

なお、先に言えばよかったですけれども、昨年度については14経営体あって、住宅附属の新規就農者の分については省いた形で14ありましたので、この10経営体が若手なのか、退職という部分についてはちょっと色分けはしてはしてませんが、例年どおり10は目標にしたいというところで記載しております。

最後、11ページになります。

こちらは遊休農地に関する措置でございますが、こちら遊休農地の解消面積ということで、例年4ヘクタールというところで上げさせてもらっているところです。こちらにつきましては、当然地域の活動もあることながら、再生の補助金の数値でございますので、こちらの4ヘクタールの分を予算化しておりますので4ヘクタールと、この分は実質的な解消というところと、あとは地域の取組によるA分類からの解消とか、徐々にいい経営体をつくっていききたいというところもあるんですが、解消面積としては再生補助金、市の単独事業でございますが、こちらの面積を記載させていただいております。

違反転用への適正な対応というところで、先ほど5ヘクタールというところでありますが、こちらのほうも課題というところで大分上げております。こちらにつきましても違反者の指導を行うほかと、早期発見と未然防止というところでちょっと同じような目標にはなりますが、こういう計画で策定したいと考えております。

以上、経過評価並びに活動計画案でございます。よろしくお願いいたします。

議長

ただいま事務局のほうより事務の実施状況の説明がなされました。何かこれにつきまして、内容につきまして質問、意見があります方はお願いいたします。ありませんでしょうか。

(質問、意見なし)

議長

なかったら、この内容で公表してもいいというふうでよろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議長

それでは、この内容に同意される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

全員ということで、よろしくお願いいたします。

議長

それでは、その他の項に移ります。事務局。

事務局

議案書の34ページの、あっせん申出の取下げということで、昨年12月に上げた分の4筆ほどあった分の1件取下げが出ております。先ほどの所有権移転の分で来たものが取下げになったという状況でございます。

35ページにつきましては、4月に農業経営、認定農業者の更新を行った者ということで、こちらは新規の方が4月の総会でされた分がありましたが、こちらの分は審査が認定農業者認定一覧というところで資料添付をさせていただいております。

続きまして、議案書のほうの1ページに目になります。今後の予定というところでございます。

【資料に基づき説明】

議 長 5月31日で終息宣言が終息となったら、これからはどうなる。局長。

事務局 恐らく緊急事態宣言が解かれても、すぐさま今までどおりいいですよという話にはならないと思いますので、やはり3密を避けながらやっていくという、新しい生活様式とまで言われていますので、6月1日、6月10日については、仮に5月いっぱい解かれたとしても、できれば最小限の人数でいきたいなというふうには思います。

推進会議についてもどうするかというのがあるんですけども、判断が難しいですが、できたら1か月延ばせないかと思いますが、調査の関係とかが出てきます。だから、全員出席ではない形も考えなければならないと思います。以上です。

議 長 分かりました。その辺は解かれてもすぐには戻らないということで、また6月については三役会議で検討していきたいとは思っております。

農業委員 後の日程考えよったら、農政対策委員会は6月のうちにはしておかないかんやない。

議 長 そこは三役会議で考えます。検討しながら、班長さんなりだけ寄ってもらうか、そういったところでの総会とは別に推進会議を開かなきゃいけないんじゃないかというふうにも考えます。そこら辺は三役会議で一遍話し合ひましょう。

あとは、また三役会議でいろいろ検討させていただきます。

その他のほうで何かありましたら。どうぞ。

(質問、意見なし)

議 長 なかったら終わりたいと思いますが、事務局。

事務局 その他はございませんので、最後、閉会の挨拶につきまして、平野副会長よりお願いいたします。

副会長 今回はこういう状態で開催することは初めてでございましたが、皆さん慎重審議していただきましてありがとうございます。これもちまして第15回糸島市農業委員会総会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

令和2年5月8日

議長

1 番 内 野 敏 一

議事録署名人

6 番 丸 山 文 子

10番 増 田 耕一郎